

参考資料3（第7回懇談会資料4-2）

「支障等のある残存事案に対する今後の財政的な支援のスキーム」
の検討において整理すべき事項（イメージ案）

1. 不法投棄等の現状とこれまでの取組
2. 今後の不法投棄等の残存事案への対応のあり方
3. 支障等のある残存事案に対する更なる財政的な支援の必要性
4. 新たな基金への負担のあり方等
 - (1) 関係者の役割
 - (2) 新たな財政支援の対象、範囲等の考え方
 - (3) 新たな基金への負担のあり方

【各項目毎の記載のイメージ】

□ 不法投棄等の現状とこれまでの取組

循環型社会形成推進基本法をはじめ各種のリサイクル法により、「循環型社会」形成への取組が進展してきた。また、廃棄物処理法（以下「法」という。）についても累次の法改正により産業廃棄物処理の構造改革を推進してきた。

一方、産業廃棄物が不法投棄又は不適正処理（以下「不法投棄等」という。）された場合、その行為者等の責任で不法投棄等された産業廃棄物に起因する生活環境保全上の支障又はそのおそれ（以下「支障等」という。）の除去又は発生の防止（以下「支障除去等」という。）を行わせるのが原則であるが、行為者等が不明又は資力不足の場合であって、現に支障等がある場合には、地域の環境保全に直接の責務を有する都道府県等が支障除去等事業の対象となるものに優先順位をつけて計画的に支障除去等事業を行うこととなる。このような都道府県等の支障除去等事業に要する資金を支援するため、平成9年の法改正で産業廃棄物適正処理推進センター制度が創設され、支障除去等のための基金が設けられた。

この創設に当たっては、どのような仕組みとするかについて、事業者からの強制徴収という方法も含めて様々な議論がなされた結果、現在は、適正な処理を行っている事業者に支障除去等の責務はないものの、事業活動に伴って発生した産業廃棄物の不法投棄等に対しては、事業者としても一定の社会的貢献を行っていくとの認識の下、事業者が自主的に出えんしている。現在の基金による支援は、都道府県等の代執行に要する経費を産業界：行政（国及び都道府県等）=1:1で負担するという基本原則の下で平成10年度より開始された。平成21年度末までに75件の支援実績（計約29億円）があり、行政代執行により支障除去等事業を行わざるを得ない都道府県等にとって極めて重要な制度となっている。

例えば、基金の創設されていない平成10年以前に不法投棄等が行われた事案については、その解決に10年以上の年月を要しているものがほとんどである。一方で、産業界の協力の下で創設された当該基金による財政的な支援の裏付けができることにより、その後に発生した不法投棄等の事案で、現に支障等があつて支障除去等事業が必要であると判断されたものについては、迅速な措置命令の発出が可能となり、不法投棄等が判明してから支障除去等事業に着手されるまでの期間が大幅に短縮され、数十万～百万トンクラスの大規模事案の多かった平成10年以前に不法投棄等事案と比較して、平成10年以降の不法投棄等の事案については平均して1万数千トン程度とかなり規模の小さなものとなっており、これら不法投棄等事案の拡大防止に非常に役立ってきた。

また、不法投棄等の件数及び量も、近年では、ピーク時に比べて件数・量とも半分以下となっており、産業廃棄物の最終処分量も大幅に減少してきているところである。

しかしながら、新たに判明する不法投棄事案及び不適正処理事案の件数は、この10年

で減少してきたとは言え、未だ件数で各々 3 百件程度あり、また、平成 20 年度末時点で、これら不法投棄等の事案が件数で 2 千 7 百件程度、量で 1 千 7 百万トン程度が残存している状況にある。

こうした不法投棄等の現状の下、今なお住民の産業廃棄物処理に対する不信感は大きく、廃棄物最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の立地が困難となるという悪循環は続いている。また、廃棄物処理の構造改革は未だ途上にある。また、昨今の資源価値の大幅な市況変動により、今後の新たな不法投棄等も懸念されること等から、平成 22 年の通常国会において廃棄物処理法改正法案を提出し、産業廃棄物の適正処理を確保するための対策の一層の強化等を図ることとしているところである。

不法投棄等に係る対策は、法に基づく規制や取り締まりをさらに一層迅速かつ厳正に行うことと加え、地域住民を含めた地域の関係者の協力の下、廃棄物の減量化の推進、適正な処分・リサイクル体制の確保、施設整備の促進、優良な処理業者の育成等、産業廃棄物全般の施策と一体となって進める必要があることから、引き続き、これら取組により不法投棄等をさせない社会環境を構築しているところである。特に、個々の不法投棄等の事案に対しては、監視の強化等による未然防止対策が第一であり、一旦不法投棄等がなされた場合には早期に法的効果を伴う行政処分を行う等により不法投棄等の拡大を防止することが必要であることから、未然防止・拡大防止対策を積極的に推進しているところである。

□ 今後の不法投棄等の残存事案への対応のあり方

平成 20 年度末時点で 2 千 7 百件程度ある不法投棄等の残存事案のうち、「現に支障が生じておらず、支障除去措置を行う必要のある事案」又は「現に支障のおそれがあるが、今後支障のおそれの防止措置を行う必要があると判断される事案」については、前者は直ちに、後者は計画的かつ速やかに支障除去等措置を実施する必要がある。

これら支障除去等措置については、その不適正な処分を行った者等（以下「行為者等」という。）の責任で行わせるのが原則であり、まずは速やかに行為者に対応させることとなる。その上で、行為者のみによっては実施が困難又は不十分であり、排出事業者等に対してもこれら措置をとらせることが適当であるときは、行為者のみでなく、排出事業者等の責任も徹底して追及する。なおその上で行為者等が不明あるいは当該事業を行わせる資力がない場合に、当該事案の管轄の都道府県等が代執行により必要な支障除去等事業を行い、地域の生活環境を確保することとなる。

一方で、残存事案のうち、「現時点では支障等がない」と判断されている事案が 9 割近くあり、その他に「現に支障のおそれがあるものの、現時点ではおそれの度合いから周辺環境モニタリングや定期的な現地への立入検査を行う」と判断されている事案等もあることから、残存事案のほとんどが今後も現状のままでの状態で残ることとなると見込まれる。

これら現時点では比較的安定している残存事案の区域においては、土地所有者等の関係者による情報の共有の不徹底等が原因で土地の形質の変更等が行われることにより新たな支障等が生じることないよう、例えば、これら残存事案について、支障の状況別、都道府

県・市町村別にリスト化し、管轄の都道府県等が、当該土地所有者等の関係者と情報を共有することにより、新たな支障等が生じることのないよう管理していくことが考えられる。

また、支障除去等措置が行われた残存事案については、このリストから削除されることとなるが、全量撤去以外の措置が講じられたものについては当該事案の区域内に廃棄物が適正に封じ込められているものの、当該区域における土地の形質の変更等により新たな支障等が生じてしまうことのないよう、廃棄物処理法に基づく指定区域に指定する等により、引き続き管轄の都道府県等による管理を行っていくこととなる。

以上のとおり、不法投棄等の残存事案について、支障等の状況から支障除去等措置が必要と判断された事案については当該措置を実施し、それ以外の事案については、管轄の都道府県等において、支障等の状況を定期継続的に把握し、その支障等の状況に応じた適切な管理を行っていくとともに、全量撤去以外の支障除去等措置がなされた事案と併せて、支障の状況別、都道府県・市町村別のリスト化や廃棄物処理法に基づく指定区域への指定等により、当該土地の所有者等の関係者と情報を共有しながら継続的に管理していくことが必要である。

□ 支障等のある残存事案に対する更なる財政的な支援の必要性

平成21年度に実施した実態調査の結果、これまでに「現に支障が生じており、直ちに支障除去措置が必要である」又は「現に支障のおそれがあつて、今後支障のおそれの防止措置が必要である」と判断された事案で、都道府県等から当該基金による具体的な支援希望があったものが十数件あった。

これら事案については、平成22年度以降に順次計画的に財政支援を行っていくことが望まれるところであるが、現時点では平成24年度までの3カ年で基金への積み増しが見込まれる金額は、平成21年度末時点で見込まれる支援可能な基金の残高を含めて、最大でも20数億円程度以内となることから、これら支援を希望している事案について全てに対して財政支援することとした場合には、平成25年度以降、少なくとも現時点においては17～20億円程度以上の金額の不足が見込まれる（資料3参照）。